

令和4年度  
松本市社会福祉協議会  
事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



## 目 次

令和4年度事業計画策定にあたって	1
I 地域福祉の推進	
1 地域福祉活動の推進	3～6
2 ボランティア活動の推進	7～9
3 生活支援体制の構築	10～11
4 児童・高齢者福祉の推進	12～14
II 暮らしの支援と権利擁護	15～17
III 介護サービスの提供	18～20
IV 障害者福祉の推進	21～25
V 法人運営	26～27
用語説明	29～33

本文中の※印が付いている語句は、巻末に用語説明があります。

# 令和4年度事業計画策定にあたって

## 1 社会福祉を取り巻く状況

2年以上にわたり続いている新型コロナウイルス感染症により、多くの社会活動が縮小を余儀なくされ、また、多くの労力が対応に費やされてきました。その影響は、経済をはじめ、民生・教育の広い範囲に及び、生活困窮、孤立、虐待など深刻な福祉課題を顕在化させました。

また、超高齢社会の分岐点である2025年を目前に、社会保障費の増大や労働力不足の問題が現実化しており、特に介護分野においては事業の舵取りが難しい情勢となっています。このような中で地域共生社会<sup>※1</sup>を実現するために、地域における課題の解決力が求められており、地域福祉の推進機関である本会の役割は益々重要なものとなっています。

## 2 基本方針

### (1) 地域福祉の推進

第4期松本市地域福祉活動計画<sup>※2</sup>（以下「第4期計画」という。）の2年目である本年度は、計画を実行に移す年となります。専門職が住民とともに、地域にある課題に気づき協働して解決することを主眼として、市社協・地区社協が一体となった活動を展開します。また、地域福祉に関わる部門の再編成により推進体制を強化するとともに、子どもと高齢者に係る事業拡充のため組織改編を行います。

### (2) 暮らしの支援と権利擁護

コロナ禍で生じた生活困窮等を含め、生活・就労に困難を抱える人に寄り添った支援を継続します。また、認知症など判断能力が不十分な方の権利擁護と日常生活の支援が一体的にできるよう体制の見直しを行います。

### (3) 介護サービスの提供

サービス提供主体の多様化（介護サービスの市場化）、人材不足、報酬単価の引下げ、加えてコロナ禍など経営環境の厳しさが増しており、収支改善が急務となっています。本会では地域福祉の財源の大半を介護サービスの収益に依存しており、ここにきて改めて社協が介護サービス事業を展開する意義・目的が問われています。介護サービスを単に経営的な視点から捉えるのではなく、地域の生活課題を直接的に解決するための手法として、地域福祉と介護サービスを包括的・一体的に推進することが必要であり、厳しい人員体制、財政状況を考慮したうえで本会の介護保険事業のあり方を検討します。

### (4) 障害者福祉の推進

地域共生社会の理念の下で、障害者の社会参加及び日常生活の支援を推進します。本会の障害者支援方針<sup>※3</sup>に基づき、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供と、地域に開かれた施設運営を行うために、職員の資質向上と地域住民との交流を促進します。

#### (5) 法人運営体制

感染症や天災における事業継続の問題を整理し、危機管理体制を強化します。

また、懸案となっている人材確保と安定経営のために人事制度改革を実行し、職員の雇用体系や処遇の大幅な見直しを行うとともに人材育成や労働安全衛生の取組みを進め、働きがいのある職場づくりを目指します。

また、本会は令和4年5月31日に創立70周年を迎えます。この節目の年を契機として、地域住民に開かれた社協、顔の見える関係づくりのため、積極的な情報発信や地域住民との交流を進めます。

# I 地域福祉の推進

## 1 地域福祉活動の推進

### ◆ 重点目標

策定から2年目を迎える第4期計画に基づき、地域の資源を活かした福祉課題の解決に取り組みます。

#### 1 地区の主体性を支援する重点的な取組み

地域福祉活動計画に掲げる3つの柱に沿って地区ごとに取組みの焦点を絞り込み、地区担当職員※4が地区生活支援員※5とともに、地区の主体的な活動を積極的に支援します。

取組みの柱	取組み
豊かな心の人づくり	・福祉学習会等によるボランティアや担い手の育成 ・社協つむぎちゃん劇団の活用による住民啓発
ささえあいのまちづくり	・ふれあいいきいきサロン ・つむぎちゃんサポート事業 ・地域ささえあい事業（生活支援体制整備事業）
地域と人のつながりづくり	・見守り安心ネットワーク （日頃の見守り体制確立） （ささえあいマップづくり等）

#### 2 地区社協(支会)※6及び分会社協(町会)※7が行う地域福祉活動の協働・支援

(1) 地区社協及び分会社協と協働して地区社協活動を推進します。

(2) 地域福祉活動推進支援事業によって地区社協が行う地域福祉活動に要する経費を助成し財政支援を行うとともに、地区社協の裁量や主体性を尊重し事業を協働して推進することで地域福祉活動の活性化を目指します。

#### 3 福祉啓発活動

本会事業の内容や各地区における先進的な取組の事例や過程の紹介等、地域の福祉力向上のための啓発活動を行います。

#### 4 推進体制の強化

本会の地域福祉関係4課（地域福祉課、西部・四賀・北部地区センター）で構成する地域福祉推進会議を定期的開催し、地域との協働による本会の取組みや情報共有を行うほか、同会議内に地域特性が近く課題を共有しやすい地域を単位として、地区担当職員及び地区生活支援員で構成する「エリア会議」を設置し、エリア単位で地域特有の課題解決のための情報共有や取組み方法等を検討し、それぞれの地域にふさわしい地域福祉活動を推進します。

## ◆ 事業概要

### 拓 1 各地区への具体的な取組みの働きかけと地域との協働

地区担当職員と地区生活支援員が、第4期計画の「個別の取組み」から、地区の実情に合わせながら重点的な取組みを絞り込み、内容、時期、方法等について具体的に地域に働きかけることで、各地区が主体的に取り組めるよう積極的に支援します。

また、住民アンケート調査等で把握した福祉課題について、住民組織及び関係機関と共に検討を進め、協働して解決に取り組みます。

### 2 住民同士の支え合いによる地域福祉の推進

#### (1) 地区社協(支会)及び分会社協(町会)が行う地域福祉活動の支援

地区担当職員が、地域福祉活動ガイドライン(新)<sup>※8</sup>に基づき、それぞれの地域の地域福祉活動に、地域と協働して取り組みます。

#### (2) 地域福祉活動推進支援事業<sup>※9</sup>の実施

ア 地区別地域福祉活動計画推進事業(地区課題の把握・解決事業)

イ 見守り安心ネットワーク事業(見守り・支え合い事業、マップ作成事業)

ウ 地域福祉活動拠点整備事業(地域ふれあい推進事業)

エ 地域ボランティア活動事業(ボランティア等人材育成事業)

オ 福祉の知識・意識向上活動事業(住民学習サポート事業)

カ 生活支援体制整備事業(住民主体事業)

#### 新 (3) 小規模サロン「みんなのえんがわ」事業の推進(梓川地区)

(4) 「まるごとヘルパー大作戦」(住民同士の家事・移動支援)の実践(四賀地区)

(5) ささえあい事業(かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊、えんがわ隊)の継続(四賀地区)

(6) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営(四賀地区)

(7) 屋内スポーツ施設「ほのぼの広場」の管理運営(奈川地区)

### 3 見守り安心ネットワーク事業

#### 新 (1) ささえあいマップの推進

ささえあいマップ作成支援パンフレットを活用し、これから防災マップ等の取組みを検討されている地域(地区、町会、常会、隣組等)においてささえあいマップの作成や活用を支援し、普段からの要支援者の見守りや災害時における避難支援に備えます。

また、地域で作成したささえあいマップを活用している町会等の事例を紹介し、ささえあいマップを活用した見守り活動を広く周知し、他地域への波及を目指します。

(2) 災害に備えた体制づくり

ア 避難行動要支援者名簿※10 を活用した、災害時個別避難計画※11 づくりへの協力（西部地区）

【拡】 イ 地域防災関係の講習の実施（西部地区）

（内容）防災に関する学習や、日赤奉仕団と連携した炊き出しの講習

（回数）年数回程度

（会場）各地区公民館、集会場 等

4 福祉啓発活動

【拡】 (1) 町会等での出前講座（福祉学習会）

地区、町会等からの依頼によって、防災、エンディングノート※19、いきいきサロン、見守り安心ネットワーク等の啓発を行う出前講座を行います。

【拡】 (2) 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺による高齢者の被害が後を絶たず、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した特殊詐欺被害が発生していることから、被害防止対策ガイドライン※12 に基づき、デイサービス及び訪問サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、利用者等との直接対話による注意喚起を行います。また、社協つむぎちゃん劇団での啓発や、地区担当職員・地区生活支援員が、ふれあいいきいきサロン等地域住民が集う行事等において注意喚起を行います。

【新】 (3) 地域デビュー講座の開催

地域福祉やボランティアに興味がある市民や、自らの技能や知識を地域での活動に活かしたい市民が、地域福祉活動について幅広く学び、具体的に地域福祉活動に取り組むきっかけとするための講座を開催します。

【拡】 (4) 市社会福祉大会（創立70周年記念大会）の開催

(5) 「つむぎちゃん通信（広報誌社協まつもと）」の発行

(6) ホームページ・SNS（Twitter、YouTube）による情報発信

(7) 本会公式キャラクター「つむぎちゃん」を活用した啓発活動

(8) 「福祉の集い」の開催（四賀地区）

【拡】 (9) 「しあわせ創り」の支援（四賀地区）

住民の生きがいや健康、仕事や暮らしの安定などを目的に実施

【新】 ア 「交流の場づくり・孤立予防・心身の健康づくり」をテーマにした地域住民対象講座の開催（全6回）

イ 高年者の特技や技能、趣味を生かした、生きがい探しと仕事への支援

ウ 町会を中心とした「いきいきサロン・えんがわ隊」の拡充

エ 路線バスを活用したコミュニティサロンの実施

オ 介護保険部署との連携による「高齢者元気づくり講座」の開催

## 5 福祉団体活動及び支援

### (1) 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進

福祉課題の解決や地域福祉の推進のため長野県共同募金会松本市共同募金委員会の事務局として、事務全般を行っています。

### (2) 日本赤十字社長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成

日本赤十字社が展開する災害救援活動の支援や地域ボランティア等の育成援助、会費、寄付金の募集など、日本赤十字社の事業を推進する日本赤十字社長野県支部松本市地区の事務局として、事務全般を行っています。

### (3) 松本市民生委員・児童委員協議会との連携（組織強化支援）

地域住民が「安心」「安全」な生活をできる地域づくりを目指して取り組んでいる松本市民生委員・児童委員協議会が安定した活動を行い、それぞれの委員が活動しやすい環境づくりのため、事務局としてサポートしています。

### (4) 福祉団体への支援及び団体事務の効率化の検討

市内の地域福祉団体（松本市遺族会、松本市保護司会、松本市ひとり親家庭福祉会）の事務局として、自主的な団体活動が行えるように効率化を図りながら、必要な事務を行っています。

## 6 結婚推進事業の実施

結婚を希望する男女への出会いの機会を提供するために、次の事業を展開し、成婚に向けて支援を行います。

### (1) 出会いのイベントの開催

### (2) セミナー、交流会の開催



## 2 ボランティア活動の推進

### ◆ 重点目標

第4期計画に基づき、ボランティアセンター※<sup>15</sup>機能の強化を推進します。

#### 1 ボランティアセンターの基盤・人づくり

ボランティア事業運営方針※<sup>13</sup>に基づき、ボランティア活動の需給調整を行うとともに、ボランティア人材を養成する講座等の事業を通して、人材の発掘・育成を行います。

#### 2 ボランティアの活動支援

ボランティアへの情報提供、助成金の交付等を行い、地域のボランティア活動を支援します。また、ボランティア保険※<sup>16</sup>の普及及び加入を促進します。

#### 3 福祉教育

学校や児童センター等において、福祉体験やユニバーサルデザイン※<sup>17</sup>等の学習を通じ、社会福祉やボランティアの気持ちを育むとともに、福祉体験サポーター、当事者団体等の協力を得ながら地域での集まりや学習会等で高齢者や障害者などに関する理解啓発を行い、子どもから大人まで全世代を対象とした福祉教育を推進します。

#### 4 災害ボランティア活動

災害時にボランティア活動を円滑に行うために、市内4つのライオンズクラブ及び松本青年会議所との応援協定による連携を強化のうえで広く災害ボランティアの周知を行い、災害ボランティアの育成と事前登録を進めます。

### ◆ 事業概要

#### 1 ボランティアコーディネート機能の充実とコーディネート活動

- (1) ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供
- (2) ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供
- (3) ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整
- (4) 市民活動サポートセンターとの連携
- (5) ボランティアコーディネーター研修への参加

#### 2 ボランティアセンターの有効活用

地域に開かれたボランティアセンターを目指し、ボランティアグループや地区ボランティア部会、学生ボランティア活動等の相談の場、打ち合わせや交流・情報交換などの場として、有効的な活用を推進

### 3 被災地復興活動講座

災害への備えと、日頃からの助け合い、支え合いの重要性について考える講演会等の開催

### 4 ボランティア活動の啓発

#### (1) ボランティア「ありがとう」の集い

日頃からボランティア活動に取り組まれている方々に感謝の気持ちを伝えるとともに、活動者同士の交流と情報共有のほか、社協との関わりを深めるための集いの場を開催

#### (2) ボランティア感謝祭の開催（四賀地区）

### 5 ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動希望者の養成講座、ボランティア活動者のスキルアップ講座等の開催

### 6 高齢者支援人材育成講座

#### (1) 傾聴ボランティア※18 講座の開催

新

#### (2) 高齢者生活支援サポーター養成講座の開催（西部地区）

西部地域にお住まいの方を対象に高齢者支援に関する知識や技術を学ぶ講座を開催し、サポーターを養成することで生活支援体制整備※21 を促進します。

・内容等 高齢者支援に関する講義と実習（年6回講座）

受講者は各地区のサポーターとして登録し高齢者支援を実践

### 7 調査・研究活動の推進

### 8 啓発・広報・情報提供

社協ホームページ・SNS（Twitter、YouTube）による情報発信

拡

### 9 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進

#### (1) 高校、小中学校、児童センター等での福祉教育の実施

#### (2) 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成

#### (3) 連絡会の開催

#### (4) 小中学校との協働による子どもたちの社会参加への支援（四賀地区）

ア 四賀小学校「四賀小ハローワーク」との連携

イ 会田中学校「暮らしのサポート」の協働推進

ウ 四賀小応援団・会田中コミュニティースクールへの参画

エ サマーチャレンジボランティアスクールの開催

- 10 災害ボランティアセンター設置運営等に関する検討・訓練等の実施
- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の実施
  - (2) 大規模災害を想定し、松本市総合社会福祉センター以外に災害ボランティアセンターの拠点となる場所の検討
  - (3) 協力団体等との連携強化、協定締結の推進
- 11 ボランティア保険の普及及び加入促進
- 12 松本市ボランティア交流集会の開催
- ボランティア間の情報交換による活動の活性化や、市全体のボランティア活動の底上げするための交流会の開催
- 13 新たなボランティアグループ・活動の立上げ
- (1) まつもと社協かるたの作成  
市民や学校等に協力いただきながら福祉にまつわるかるたを製作し、福祉教育や地域の交流に役立てます。併せて社協の役割についての周知をします。
  - (2) 星空上映会の開催  
ボランティア活動に関心をもってもらうために、コロナ禍でもできる企画として、学生等の協力を得ながら屋外での上映・舞台発表を開催します。
  - (3) 社協つむぎちゃん劇団  
特殊詐欺被害防止、防災、見守り等をわかりやすく周知するため、各地区・町会、イベントなどにおいて、劇団員（ボランティア）による寸劇を行います。
  - (4) 炊き出しキャラバン隊  
ボランティア募集を行い「炊き出しキャラバン隊」を立ち上げ、希望する地域、イベント等に出張し炊き出しを実施することで、子どもや高齢者等への食事支援、地域交流のきっかけづくり、防災・減災意識を啓発します。

### 3 生活支援体制の構築

#### ◆ 重点目標

地域包括ケアシステム※20における生活支援体制整備※21を推進するために、令和元年度から順次配置を進めてきました地区生活支援員が、本年度で全地区に配置が完了します。委託元の松本市と共に3年間の活動を振り返り、業務内容・体制等を整理し、地域における支え合いの体制づくりを効果的・効率的に推進します。

また、介護保険外の生活支援サービスとして行っている有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）※22について、より地域に密着した活動を行うため、地区生活支援員が中心となって業務を行う体制に拡充します。

さらに、これらの生活支援体制整備を従来からの地域福祉事業と一体となって推進するため組織の改編を行います。

#### ◆ 事業概要

##### 1 生活支援体制整備事業

地区生活支援員が、地区担当職員と一体的に、高齢者等の生活支援・介護予防の体制づくりを進め、各地区の実情に沿って、住民及び関係機関と連携し、ニーズ把握や担い手の育成、サービスのコーディネートを行います。

- (1) 困っている高齢者等を把握し、既存のサービスや活動につなげる
- (2) 不足するサービスの創出や課題解決のための仕組みづくり
- (3) 担い手の育成・グループ化

##### 拡 2 有償生活支援事業

事業を各地区へ拡充するため、本年度から順次各地区の地区生活支援員が中心となり業務（各地区でのコーディネート等）を実施し、本事業の身近な窓口として利用者の利便性を向上させるとともに、地域に密着した立場で協力者の発掘を行い、地区における生活支援体制整備を促します。

- (1) 住民への広報、事業説明会の実施
- (2) ニーズの把握、利用促進
- (3) 協力会員の発掘と研修会の実施
- (4) サービスの受付・事前調査
- (5) サービスのコーディネート、事後調整
- (6) 利用料の収受、報酬の支払い（本所業務）

##### 3 地域包括支援センター（担当地区：南部、南西部、西部）の運営

###### (1) 総合相談

地域住民の福祉に係る総合相談・手続きの窓口として、必要な制度の紹介や関係機関との連絡調整を行います。

(2) 介護予防ケアマネジメント

介護度が要支援の方や生活機能の低下が見られる方のケアプランを作成し、地域の通いの場の紹介や生活支援サービス・介護予防事業への利用調整を行います。

(3) 高齢者の権利擁護

高齢者への虐待防止や特殊詐欺対策の推進、成年後見制度の紹介等を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域における支援ネットワークづくりや、個々の介護支援専門員に対する助言や支援を行います。

(5) 地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決に取り組むとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化や共有された地域課題の解決に必要なサービスや地域づくりにつなげます。

## 4 児童・高齢者福祉の推進

### ◆ 重点目標

「児童福祉業務運営における活動方針」※<sup>23</sup>に基づき、地域福祉事業と連動した活動を実践し、地域における子育てと、子どもの社会参加を進めます。また、高齢者が生きがいをもって心身ともに豊かな生活が行えるように、学びと活動の場を提供するとともに、地域づくりの担い手としての活動を支援します。

本年度は、本会が長年培った児童センターでの児童福祉と、プラチナセンター※<sup>26</sup>の運営や高齢者クラブ連合会との協働で培った知見や経験を生かし、地域の中で積極的に子どもと高齢者が関わり合い、相乗的な両福祉の向上を進めます。

#### 1 放課後における児童の見守り・健全育成

児童の社会性や人間性を育むため、安心・安全な居場所の確保や遊びの場の提供のほか、児童が地域貢献活動を通して地域住民としての意識を育む等、小学校や公民館など関係機関と連携しながら児童の健全育成を進めます。

#### 2 子育て支援活動の積極的な実施

少子化や地域のつながりが希薄化する中で、身近な地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子が気軽に集い交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児相談の実施や各種講座の開催など子育て支援に取り組みます。

#### 3 地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、本会が実施する福祉・ボランティア体験事業等を活用して地域に根づいた児童の健全育成を推進します。また、運営委員が児童の活動や行事を参観し、参加する機会を増やすように努めます。

#### 4 高齢者の生きがいづくり

高齢者が、いつまでも色あせることなく輝き続け、より充実した豊かな生活となる様に、プラチナ大学※<sup>27</sup>や、各種講座を開催し高齢者の生きがいづくりを推進します。また、高齢者の知識や技能を地域福祉や児童福祉において活かすことで、地域や世代を越えたつながりを築くことができるよう支援するものです。

#### 5 児童の見守りや世代間交流の実施

地区・町会・グループ単位の高齢者クラブ等を取り掛かりに、児童センター・小学校・プラチナセンターなどを拠点として、高齢者が担い手となった児童の見守り、交流の場づくりの地域展開を推進します。

## ◆ 事業概要

### 1 児童福祉事業

#### (1) 児童センター（18館）・放課後児童クラブ※24（2館）の運営

- ア 運営委員会の開催（年1回）
- イ 運営委員と各館の日常的なかかわりを推進
- ウ 保護者との懇談及びアンケートの実施

拡

エ 地域活動クラブ助成金※25の拡充

拡

オ 地域児童受け皿づくり支援事業

夏休み等長期休暇中、地域を主体とした子どもの居場所の創設支援を地区担当職員・地区生活支援員と協働して行います。

#### (2) 児童センターで実施する事業

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（18カ所）
- イ 一時利用事業
- ウ つどいの広場事業（15カ所）
- エ 休日つどいの広場事業（芳川児童センターつどいの広場）
- オ 青少年の居場所事業（あがた児童センター）
- カ 地域との連携事業（児童による地域貢献）
- キ 自然とのふれあい事業
- ク 保護者への子育て支援活動
- ケ 地域を対象とした活動（児童の主体性を活かす児童館まつりなど）
- コ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）
- サ ボランティア活動
- シ 子どもと高齢者のふれあい事業

新

郷土文化の伝承や囲碁、将棋等の活動を通して子供と高齢者の交流を進めるとともに、高齢者による児童の見守り活動を推進します。

### 2 高齢者福祉事業

#### (1) プラチナセンター事業の推進

- ア 松本市プラチナ大学※27、生きがい講座※28の実施
- イ センターの利用団体の活動支援
- ウ 福祉入浴※29の実施

#### (2) 福祉団体の活動支援の推進

松本市高齢者クラブ連合会等への支援

新

### (3) 地域福祉・ボランティアセンター・児童福祉と連動した活動支援

#### ア 地域福祉活動への参加

プラチナ大学や生きがい講座の受講生、高齢者クラブ連合会会員等が地域福祉やボランティア等の地域活動に結び付くよう、地区担当職員や地区生活支援員、ボランティアセンターに情報提供を行います。また、地域からのニーズに対して地域活動ができる方とのマッチングを行い、高齢者の知識や技能を活かした活動を支援します。

#### イ プラチナきらきら交流教室（仮称）の実施

プラチナセンターにおいて、高齢者と児童が世代間交流を行えるイベントを開催し、世代を超えたつながりや相互理解を育みます。

#### ウ プラチナ出前カフェ（仮称）の実施

地域の公民館等において高齢者と未就園児の親子が交流する「プラチナ出前カフェ」を実施し、高齢者の経験や知識を活かした子育てのノウハウをアドバイスするとともに、子育て中の保護者の孤独感解消を支援します。



## Ⅱ 暮らしの支援と権利擁護

### ◆ 重点目標

#### 1 自分らしい暮らしの支援

個々人に寄り添った継続的な支援を行うため、行政、関係機関、民生児童委員等と連携し、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を図ります。

障害や傷病、ひきこもり等により日常生活や就労に困難を抱えている方を支援するため、引き続き市から生活就労支援センターの運営を受託し、包括的な相談支援を行うとともに、一時的・臨時的な理由で生活に困窮された方に対し、生活資金の貸付を行い、家計の維持・立て直しを図ります。

#### 2 権利擁護の推進

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分な方が安心して生活が送れるように、成年後見支援事業<sup>※30</sup>と日常生活自立支援事業<sup>※31</sup>を行うことで本人の財産や権利を保護し、また生活を支援します。さらに成年後見制度の地域連携ネットワークの核となる中核機関の一部業務を受託し、行政と専門職による支援体制の構築を進めます。

### ◆ 事業概要

#### 1 生活・就労の相談支援

##### (1) 生活就労支援センター（まいさぼ松本）

様々な理由により社会生活に困難を抱えている方に対し自立支援の相談を行い、関係機関と連携して住居の確保や就労、家計再建の支援を行います。

- ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の作成、関係機関との連絡調整等）
- イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の協議、計画の共有・評価等）
- ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を向上）
- エ 食糧支援等の緊急対応

##### (2) 生活資金貸付事業

###### ア 生活福祉資金貸付事業

失業、災害等により一時的に収入が減少した方や、療養、転居、就学等により一時的な費用が必要になった方に対して相談を行い、所得等一定の要件の下で必要な資金の貸付をします。

###### イ 暮らしの資金貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的な理由による生活費の不足を補うため3万円以内の資金貸付を行います。

## 2 権利擁護の推進

### (1) 成年後見支援センター

#### ア 中核機関業務の推進

「成年後見支援センターかけはし」を構成する2市5村と協力して専門職を加えた松安筑成年後見ネットワーク協議会を開催します。後見等開始の前後を問わず被後見人を支援する「チーム」に対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携を強化して自発的に協力する体制づくりを進めるとともに、中核機関の役割である進行管理機能の推進を図ります。

#### イ 市民後見人の育成・活動支援

進行管理機能の役割のひとつである担い手育成として、市民後見人及び法人後見支援員を養成します。継続したフォローアップ研修や実務実習を実施することで、市民後見人として活動する人材を育成し、家庭裁判所から後見人等に選任された場合は、市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるよう、継続した支援を行います。

#### ウ 法人後見の受任

認知症などの理由により判断能力が低下しても地域で継続して生活できるよう、法人として後見を行い支援します。法人後見の適否については受任調整会議を実施し審査します。

### (2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護を推進します。

#### ア 福祉サービスの利用援助

#### イ 日常生活費の管理

#### ウ 消費契約及び行政手続等に関する援助

## 3 生活支援事業の実施

### (1) 福祉有償運送サービス・公共交通空白地有償運送サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障害者等の日常生活の利便を図るために有償運送サービスを実施します。

### (2) 高齢者等配食サービス事業（受託事業）

高齢者・障害者等世帯へ食事を配達することで、食生活の維持と見守りを実施します。

### (3) 軽度生活援助事業（受託事業）

一人暮らし高齢者や高齢者世帯へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片づけなど簡易な作業を行います。

#### (4) 「ふれあいの家」(奈川地区)の管理運営

奈川地区における一人暮らし高齢者の不安解消・自立を図る居住施設と、高齢者等の生きがい活動の場としての広間を併せ持つ施設の管理運営を行います。

#### 4 奈川社会就労センターの運営

奈川地区内において身体上若しくは、精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている要保護者等に対し、就労又は技能習得のために必要な機会を提供し自立支援を図ります。また、災害により本所機能を寄合渡分場へ統合したことに伴い施設運営の効率化に努めます。

## Ⅲ 介護サービスの提供

### ◆ 重点目標

#### 1 利用者本位のサービスの提供

- (1) 利用者一人ひとりに寄り添ったケアマネジメント※32を行い、ご本人の意思を尊重したサービスを提供します。
- (2) 安らぎ、孤独感の解消など利用者の心を尊重した質の高いサービスを提供します。
- (3) ご家族・関係者と情報を共有し、安心して暮らすことのできる環境を整えるとともに、ご家族の負担軽減など在宅福祉の推進に努めます。
- (4) 社会福祉法人の責務として地域貢献を果たすとともに、利用者の生活課題を解決するため、地域福祉と一体的に事業を推進します。
- (5) 感染症や災害等に対し、迅速な情報共有と的確な対応を行い、安心・安全でサービスの提供が途切れない体制を整えます。

#### 2 働きがいのある職場づくり

- (1) 職員が自信と誇りを持って働けるような職場環境を整備し、内外に魅力的な職場づくりを進めます。
- (2) 職員の資質向上のため積極的に研修に参加するとともに、自ら学ぶ姿勢を奨励し、互いにスキルを向上させることのできる土壌をつくります。

#### 3 経営改善

- (1) 介護サービスの提供主体が多様化（介護サービスの市場化）している中で、公的な法人として、介護保険事業のあり方を見直します。
- (2) 客観的な指標による目標設定・実績管理・評価を行い、職員間で情報を共有します。
- (3) 制度改正・報酬改定等へ迅速に対応し、積極的に加算を取得するなど増収策に取り組みます。

### ◆ 事業概要

#### 〔拡〕 1 経営の改善（経営戦略プロジェクト）

持続可能な事業運営のため、各種介護保険事業の根本的な見直し、指定管理施設のあり方、社協が介護保険事業を行う意義などについて検討を行い、経営改善策の検討及び評価を行うほか、本会の介護保険事業の方向性を定めます。

- (1) 収支シミュレーションの作成と事業のあり方の検討
- (2) 施設の利用率・職員の稼働率等の目標設定
- (3) 月次・年次・事業別の実績管理と増減についての分析、目標に対する評価
- (4) 分析結果に基づく対応の検討

(5) 効率的な事業運営のための、定員数・営業日・営業時間等の見直し、適正な職員配置の検討

(6) 取得できる加算の検証

## 2 人材の確保・定着・育成

(1) 介護職員初任者研修養成事業実施による未経験者の採用

(2) 福祉の職場説明会等の参加。ハローワークとの連携強化

(3) 外部研修への積極的な参加。職員の能力向上とキャリア形成

(4) 内部研修・勉強会の実施

(5) 資格取得の促進及び支援

(6) 事業所間の職員の相互研修

## 3 事業別実施内容

### (1) 共通項目

ア 地域ケア会議への参加

イ 特殊詐欺被害防止への取組み

ウ 加算の取得

・特定事業所加算Ⅱ（継続）：居宅介護支援事業、訪問介護事業

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（継続）：訪問入浴介護事業

・加算取得へ向けた取組みの強化：通所介護事業（梓川・波田・四賀・北部）

専門職による個別機能訓練の強化、生活機能向上のための連携、認知症対応向上のための研修

### (2) 居宅介護支援事業

ア ケアプランの作成、モニタリング及び相談業務

イ 関係者・関係機関等との情報交換・連携

ウ 各種研修会・勉強会・事例検討会議等への参加及び開催

エ 主任ケアマネジャーの育成

オ 実習生・研修生の受入

### (3) 訪問介護事業（介護保険事業、障害児・者居宅介護事業）

ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成および相談業務

イ 身体介護、生活援助、通院等乗降介助サービスの提供（介護保険事業）

ウ 身体介護、家事援助、同行援護、移動支援等の実施（障害児・者居宅介護事業）

エ 研修会への参加・実施

オ 実習生・研修生の受入

カ 関係者・機関等との情報交換・連携

キ 有償運送サービスの提供（在宅福祉課・西部地区センター）

(4) 訪問入浴介護事業（介護保険事業・在宅入浴事業）

- ア 訪問入浴介護計画書、利用者状況報告書の作成および相談業務
- イ 訪問入浴サービスの提供
- ウ 研修会への参加・実施
- オ 関係者・機関等との情報交換・連携

(5) 通所介護事業（デイサービス事業及び介護予防教室事業）

- ア 通所介護計画書、利用状況報告書の作成および相談業務
- イ 通所介護サービスの提供
- ウ その他の通所介護サービスの提供  
(認知対応型：梓川・北部、地域密着型：きたはらっぱ)
- エ 通所型サービスA事業※<sup>33</sup>（介護予防教室）の提供（安曇、奈川、梓川、四賀）
- オ 研修会への参加・実施
- カ 関係者・機関等との情報交換・連携
- キ 農園・農場の運営（四賀）
- ク ナイトケア事業の実施（北部・東部）
- ケ 地域の小・中学校との交流・連携
- コ 利用者の家族向け介護者教室の実施（北部・東部）
- サ 学生のボランティア・職場体験の受入

## IV 障害者福祉の推進

### ◆ 重点目標

地域住民の理解と社会福祉関係者等との連携や協力により、地域共生社会の実現に向けて障害者の社会及び日常生活が自立したものとなるように、総合的な支援・援助を行い障害者の社会移行を進めます。

本会が運営する障害者福祉施設では、昨年9月、障害者の自立に向けた組織的な支援に取り組むため、それぞれの施設の特徴を活かしつつ、各施設が連携した統一の支援方針を策定しました。これを機に本年度は、基本理念の実現に向け障害者支援を行う関係職員の意識向上はもとより、資質の向上と一体感の醸成に取り組みます。

その上で、各施設とも、より質の高いサービス提供と支援を行うための人材育成をはじめ、事業運営及び支援内容等について精査・研究を重ね、実行することを常に心がけるとともに安定経営に努めます。

#### 1 自立生活支援

障害者が地域で共に暮らし働きながら生活する社会（共生社会）を目指すため、障害者自身が主体的に地域生活を送るための「生きる力」を身につける支援を進めます。特に、昨年、増設された入居施設（グループホーム水汲「つむぎの家」）の短期入所（ショートステイ）の事業指定を受け、施設入居体験を通じて、障害者が地域で認められ、地域での存在を意識し、自信を持った行動ができるように、支援施設（就労継続支援・共同生活援助）が連携した指導と訓練により、共同生活を通じた障害者の自立支援を行います。

さらに、昨年9月に策定した障害者支援方針<sup>※3</sup>の基本理念のもと、利用者の自主性、積極性、協調性、自覚等を促す指導方法を検討し、各施設の特徴を活かした支援内容の充実と質の向上に努めます。

#### 2 地域・日常生活支援

心身障害児の日常生活における基本動作の習得や集団生活の適応を目的に、しいのみ学園での早期に適切な養育と機能訓練を通じて、障害児の心身の発達を促し、通園児の個性に合わせ、保護者と共に行う子育て支援を一層充実します。

また、心身障害者福祉センターでは、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるように各種活動や機能・適応訓練を通じた地域生活の支援を行います。

#### 3 健全・適切な施設運営

指定管理施設（総合社会福祉センター、心身障害者福祉センター、しいのみ学園、就労継続支援B型事業所<sup>※34</sup> 5施設）及びグループホーム2施設の健全運営と新型コロナウイルス感染対策（予防・対処）の適切かつ万全な対応を行います。

また、喫茶「C a f e ポリジ」事業の経営改善方針を踏まえた運営・実践と共同店舗として係る各就労継続支援事業所の在り方の検討を継続して行います。

## ◆ 事業概要

### 1 自立生活支援

#### (1) 障害者相談支援事業（相談支援センターにじ）

##### ア 相談支援

心身に障害を抱えた方の日常生活にかかわる相談に応じ、地域で安心して暮らすための情報を提供

##### イ 障害福祉サービス等利用計画の作成

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所として、関係機関と連絡調整のうえ適切なサービス等利用計画を作成

精神障害者の支援技法等に関する研修を修了した職員を配置（精神障害者支援体制加算取得・平成30年度～）

#### (2) 希望の家

##### <事業所目標>

「かけがえのない あなたが そばにいるから 希望が生まれ 希望が叶う」

ア 他者を思いやる心を育む支援、自身の存在価値や自信につながる支援

イ 利用者が興味を持ち自立生活を営むことができる力の習得支援

ウ 新規利用者の確保、利用者の働く意欲の向上につながる作業及び運営の拡充

#### (3) 喫茶「C a f e ポリジ」

##### ア 就労訓練の場としての多角的な方策の研究

(ア) 接客やコミュニケーション能力の向上の支援

**拡** (イ) 利用者自らが主体性を持って学び・実践する一般就労に繋がる訓練の場としての環境整備

##### イ 集客アップの取組み

(ア) 地域づくりや公民館活動等、地域で様々な活動を実践している方との関係性を深めるイベント等を通じた広報活動の強化

(イ) 木陰マルシェの拡大や外販（弁当・コーヒー販売）による売上収入の増加

##### ウ 共同店舗としての位置付け

**拡** (ア) ポリジ店舗内外を活用した各施設の独自企画（展示・販売会等）の開催

**新** (イ) 各施設の手づくり品（パン、野菜等）を活かしたメニューの開発

**拡** (ウ) 5施設の横の繋がりを強化し、企画・設営・運営に至るまで利用者・職員が一体となった木陰マルシェの開催

#### (4) 岡田希望の家

##### <事業所目標>

「仲間とともに 働く幸せ 人に役立つ幸せ 明るく 楽しく あきらめず」

**新** ア 「希望の家」の従たる事業所から単独事業所へ変更し独自に運営

**拡** イ 施設の狭隘対策としての改修に向けた検討



ウ コロナ禍で途絶えた地域からのボランティアの再構築、地域行事への参加等による地域住民との交流

エ 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）による自立生活力の向上支援

拓

オ 草木染め製品の品質向上と地域における展示販売（カフェポリジほか）による収入増加と工賃アップ

#### (5) 南ふれあいホーム

<事業所目標>

「あたりまえのことが あたりまえにでき じりつ（自立・自律）できる自分になれる」

拓

ア 見学者や体験実習生の積極的な受入れによる利用者の安定確保と通所率の向上

拓

イ 自主事業の安定化

(ア) 通所者の特性・能力から作業適性を把握のうえ、継続参加ができる作業内容の調整

(イ) 「にじいろ工房」製パン・焼き菓子の販売実績分析による売上向上

#### (6) 北ふれあいホーム

<事業所目標>

「**き**もちを1つに思いやり **た**すけあいの心をもつ **ふ**んばってあきらめず  
チャレンジする心 **れ**ベルアップを目指す **あ**かるく たのしく  
**い**つも元気で自分らしく」

拓

ア 障害相談支援センター等の関係機関との連携による利用者の安定確保と一般就労支援の強化及び通所率の向上

拓

イ 新規受託製品の確保及び自主製品（新作パン）等の開発取組みによる収入の確保と工賃アップ

拓

ウ パン工房の狭隘化解消についての市との調整

#### (7) 障がい者就労センター・はた

<事業所目標> 「雨にも負けず 風にも負けず 太陽と緑と笑顔の仲間たち」

《合言葉》 みんなでやれば なんでもできる できる！ できる！  
やればできると信じよう！

拓

ア 各養護学校等関係機関との相互訪問等の積極的な連携による利用者の確保と、利用者の情態を勘案した通所率の向上

イ 農福連携<sup>※35</sup>及び地域連携の取組みによる利用者の外部就労機会や生きがいづくりの場の創出

ウ 新規受託製品の確保や農作物・木工製品の充実と販路拡大による収入の確保と工賃アップ

新

エ 利用者が通所したくなるような事業所づくり

## 2 地域・日常生活支援

### (1) しいのみ学園

<事業所目標>

「㊦あわせねがい ㊧ろとりどりにえがくみらいへ ㊨びのびたのしく  
㊩みんないっしょにはじめのいっぽ」

ア 児童発達支援事業、放課後デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上

### (2) 心身障害者福祉センター

ア 「やまなみ学級」での仲間との交流、生きがいを高める訓練、学習、創作活動の実施

イ 心身障害者の高齢者対策として、デフクローバー（聾高齢者の会）事業による社会参加のサポート

ウ 施設・病院・就労を利用しない狭間の在宅障害者居場所となる講座の開催

### ㊦ (3) 総合社会福祉センター「ふれあいまつり」の内容の検討

(4) 障害児者及び家族のリフレッシュ事業（補助事業：ふれあいバスハイク）の実施内容の検討

### (5) 福祉団体の支援

本会内に事務局を置き、活動を支援します。

- ・松本市身体障害者福祉協会（身体障害者の福祉増進）
- ・松本市しいのみ会（障害児者の親の会）
- ・松本市手をつなぐ育成会（知的障害児者の親の会）

## 3 健全・適切な施設運営

### (1) グループホーム井川城「にじの家」

<事業所目標> 「楽しくて 心落ちつく にじの家」

㊦ ア 入居施設の「美化」と地域の「美化」への意識の高揚

㊦ イ 入居者の主体的な地域生活活動への支援と地元町会・公民館との連携（地域行事への入居者手づくり製品の提供など）

### (2) グループホーム水汲「つむぎの家」

<事業所目標> 「笑顔で帰ってきて ほっとできる場所 それが『つむぎの家』」

㊦ ア 入居者の確保と共同生活の安定

㊦ イ 短期入所（ショートステイ）の事業所指定に向けた準備・検討

(ア) 事業運営の検討（短期利用者の自立支援と生活安定）

(イ) 世話人の配置計画と基本スキルの向上

(ウ) 介助者のレスパイトサービス※<sup>36</sup>としての役割の共有化

(3) グループホームの運営（共通事項）

- ア 余暇活動や季節行事等の充実
- イ 買い物等の外出機会の提供による自立支援の強化
- ウ 世話人のスキルアップ、情報交換、事業所内勉強会の充実
- エ 地区開催の行事等への積極的な参加による地域住民との交流
- オ 入居者の健康管理、防疫、防災、防火等の危機管理対策の強化

## V 法人運営

### ◆ 重点目標

#### 1 持続可能な人事・給与制度の構築

介護及び障害福祉サービスの人材不足と財政の悪化が顕著となり、将来的な事業継続が危ぶまれる状況となっています。さらに労働法規の改正により、公平な待遇の確保等が必須となっている現状において、従来からの人事・給与制度が疲弊を起こしており、職員の採用・定着・法令遵守のために大幅な制度改正が必要です。

このため、昨年度から外部コンサルティングを導入したうえで、職員のプロジェクトチームで協議を進めてきましたが、本年度はこれを職員の理解の下で具体的な規程案・予算案として提示し、令和5年度当初の施行に向けて進めます。

また、職員ひとり一人の実績、態度、能力を処遇に適正に反映するため、人事評価制度について検討を行い、導入に向けた準備を進めます。

#### 2 開かれた法人運営

本会創立70周年を契機として、地域住民に開かれた社協、地域福祉の推進のための地域住民との協働、社協ならではの介護・障害サービスの提供などを進めるため、積極的な情報発信、地域住民との交流（意見交換）を進めます。

#### 3 危機管理体制の強化

コロナ禍で生じた危機管理上の問題を整理し、自然災害等を含めた事業継続計画（BCP）の策定に取り組みます。

#### 4 事業収支の改善

地域福祉関係事業の拡充が求められている一方、その財源である介護保険事業・障害者支援事業の増収が厳しい状況になっているため、事業の効率化による費用の削減を重点的に進めます。また、これからの社会福祉の動向を踏まえた中長期事業計画及び財政計画の策定について取り組みます。

#### 5 職員研修の充実とキャリア形成

人事制度改革と併せ、社協職員としての資質向上とキャリア形成を図るため、職員研修を積極的に実施します。さらに職員の新陳代謝により持続性のある組織体制とするための職員採用（配置）計画の取り組みを進めます。

### ◆ 事業概要

#### 1 会務

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 事務局会議・係長会議の開催
- (3) 情報公開・個人情報保護・苦情解決・公益通報・危機管理等に関する事務
- (4) 事業計画・財務諸表・役員報酬基準等の公開

**新** (5) 地域福祉懇談会の開催

- 〔拡〕 (6) つむぎちゃん通信 (広報誌「社協まつもと」)、SNS (Twitter・YouTube) などによる積極的な法人情報の発信
- (7) 諸規程の運用・管理
- (8) その他ガバナンスに関する事務

## 2 人事・労務・財務

### 〔拡〕 (1) 人事制度改革の実行

- ア 雇用形態の見直し・採用条件の改善
- イ 不合理な待遇差の解消 (給与・福利厚生)
- ウ 定年延長の検討
- エ 財政シミュレーション
- オ 職員への説明・組合協議
- カ 規程の改正
- キ 人事評価制度の検討

### (2) 危機管理体制の強化

- 〔新〕 ア 全事業所・事務所単位の事業継続計画 (BCP) の策定
- イ 感染症及び災害対策本部会議の運営

### (3) 人事・労務管理

- ア 採用、退職、異動、懲戒に関する事務
- イ 勤怠、超過勤務、休暇取得等に関する事務
- ウ 給与計算、人件費の算定
- エ 社会保険、労働保険等に関する事務
- オ 労働安全衛生の推進、職員健康管理に関する事務
- カ ハラスメント・メンタルヘルス対策の推進
- キ 職員共済会の運営

### (4) 財務

- ア 事業の見直し・効率化による費用の削減
- イ 中長期事業計画及び財政計画策定
- ウ 予算・決算・監査に関する事務
- エ 出納事務、財産管理

### (5) 職員育成

- ア 職員研修計画の策定と運用
- イ 職員研修の実施
- ウ 職員の資格取得促進

## 3 施設の管理運営

- (1) 総合社会福祉センターの管理運営 (指定管理)
- (2) 北部福祉複合施設 (ふくふくらいう) の管理運営 (受託事業)
- (3) 梓川福祉センターの管理運営 (指定管理)



# 用語説明

## 1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域全体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

## 2 第4期松本市地域福祉活動計画

地域住民が各地域における課題やニーズに対し、各地域にあった地域福祉活動が推進できるように、地域住民と市社協の協働により、福祉関係団体や事業者等と密接に連携を図り、地域を共に創るための実行計画（令和3年度から令和7年度の5ヵ年計画）

## 3 障害者支援方針

本会が運営する障害者福祉施設において、障害者の自立に向けた組織的な支援を行うために策定した方針

## 4 地区担当職員

松本市社協が市内35地区において地域福祉を推進するために配置する職員であり、各地区において、他地区や県内外の情報提供・アドバイスをするとともに、地区が主体的に行う地域福祉活動を支援する職員

## 5 地区生活支援員

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住民同士の助け合いや、集いの場への社会参加等を支援する職員。令和元年度から令和4年度の間には市内35地区の各地域づくりセンターに各1名配置

## 6 地区社協（支会）

市内35地区単位で、市社協と協働して該当地域の社会福祉の増進を図り、目的達成のために独自の活動を行う住民互助組織

## 7 分会社協（町会）

487の町会単位で、市社協や地区社協（支会）と協働して該当地域の社会福祉の増進を図り、目的達成のために独自の活動を行う住民互助組織

## 8 地域福祉活動ガイドライン（新）

地区担当職員及び地区生活支援員が、第4期松本市地域福祉活動計画にある社協の役割に基づいて、地区が主体となる地域福祉の推進を支援するにあたり、統一した考え方で推進するための指針

## 9 地域福祉活動推進支援事業

地区社協（地区）や分会社協（町会）の主体性を尊重しながら、地区と協働して地域福祉活動の活性化を図るため、市社協が地区社協に対して助成を行う事業

## 10 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、災害が発生した時や発生するおそれがある時に、自力で避難することが困難で、支援を必要とする方をあらかじめ登録しておく名簿。地区ごとに地図と合わせて整理し、町会長、民生委員等が所持しています。

## 11 災害時個別避難計画

避難行動要支援者ごとに「誰が」「どのように」その方の支援をするのか、個々に避難支援の計画を作成すること。災害対策基本法の中では、この計画をつくることが市町村の努力義務となっている。

## 12 被害防止対策ガイドライン

新型コロナウイルス感染症に便乗するなど、日々新たな手口が現れる高齢者を狙った特殊詐欺の被害を防止するため、当会の介護保険サービス担当職員から利用者に直接対話による注意喚起を行うとともに、地区担当職員や地区生活支援員が、地域の集いやサロン等において、特殊詐欺の注意喚起を行うための指針

## 13 ボランティア事業運営方針

ボランティア事業の必要性や役割、地域や関係機関との連携・協力体制等を整理し、多用化する市民ニーズに対応し、より広く活用され、親しまれる松本市社会福祉協議会のボランティア推進を目指し策定した方針

## 14 ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などをつなぐための調整や、新たなボランティアの力を生み出せるように調整するなど、市民活動・ボランティア活動を支援し、推進する専門職またはその立場の職員

## 15 ボランティアセンター

ボランティア情報の収集・発信、ボランティアに関する学習・研修、ボランティア活動者の情報交換・交流など、ボランティアのネットワークを構築し、ボランティアの活性化を図る場・機能

## 16 ボランティア保険

ボランティア活動中のケガや、他人に損害を与えたことにより賠償問題が生じた場合にかかる費用を補償する損害保険



## 17 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況などの違いに関わらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、道具、しくみ、サービスなどを提供してこうとする考え方。「全ての人のためのデザイン」「みんなにやさしいデザイン」

## 18 傾聴ボランティア

高齢者等の話し手に耳を傾け、寄り添い、共感することで精神の安定を図る「傾聴活動」を目的としたボランティア。松本市社協では、施設や高齢者宅等に登録ボランティアの派遣を実施しています。

## 19 エンディングノート

人生の終末期や万一のときに備えて、自分の情報や想いを書き留めておくノート。過去を振り返り、未来についての思いや情報を整理して綴ることで、これからの人生について考えるきっかけとするとともに、思いや情報を家族等に伝える手段です。

## 20 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」が一体的に提供される体制

## 21 生活支援体制整備

高齢になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスの充実と、健康や生きがいを生み出す社会参加を、行政、地域住民、関係機関が連携して一体的に進めていく事業。松本市では事業を推進するため地域包括支援センターに第1層の生活支援コーディネーターを、35の地域づくりセンターに地区生活支援員を配置し推進しています。

## 22 有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）

高齢者や障害がある方（利用会員）の家事や外出支援等のサービスを、地域の方（協力会員）が有償で行います。社会福祉協議会の職員が利用受付と派遣調整を行います。

## 23 児童福祉業務における活動方針

児童センターを補完する地域での受け皿づくりや、保護者を含めて地域での児童福祉を推進するための方針

## 24 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業（保護者の就労等により放課後が留守家庭になる児童を登録制で預かる事業）を実施するための施設

## 25 地域活動クラブ助成金

児童の保護者が、児童館を拠点とした児童の健全育成に資する活動（行事や奉仕活動等）を行うための助成金

## 26 プラチナセンター

松本市総合社会福祉センター3階にある松本市南部老人福祉センターの愛称で、地域の高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上及び生きがいづくり活動の場を提供する施設

## 27 松本市プラチナ大学

高齢者が仲間づくりの輪を広げながら、積極的に新しい知識や技術を学び、これからの人生に生きがいを持って充実した生活を創造できるようにするためにプラチナセンターで開講する大学

## 28 生きがい講座

高齢者が新しい仲間と出会い、楽しみながら教養の向上（俳句、陶芸等）や、健康増進（健康体操、歌等）を図ることで生きがいを感じられるよう、プラチナセンターで開催する講座

## 29 福祉入浴

市内全域の60歳以上の住民を対象として、利用登録した方が週2回（月・木曜日）利用できるプラチナセンター内の入浴施設

## 30 成年後見支援事業

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的・精神に障害がある方等）の権利や財産を法的に保護（家庭裁判所の審判）し、支援するための事業

## 31 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的・精神に障害がある方等）が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用手続きや、日常生活の金銭管理を支援する事業

## 32 ケアマネジメント

医療・介護等の支援を必要とする人の身体・生活状況を把握し、社会資源をつなぎ合わせて課題を解決する作業。狭義には、介護保険や障害者福祉サービスの利用計画の作成・管理のことを指します。

## 33 通所型サービスA事業

通所型サービスAは、緩和した基準により民間事業者やNPOが提供する通所の介護サービスで、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行います。通所型サービスBは、住民主体による通いの場（交流・健康体操等）、通所型サービスCは、短期集中予防サービスで、市町村の保健・医療の専門職が実施します。

#### 34 就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法に基づくサービスで、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者へ生産活動等の機会を提供し、また就労・生活に必要な訓練などを行う事業所。A型は雇用型（雇用契約を締結）、B型は非雇用型のサービス

#### 35 農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みで、農業の担い手不足の解消も目的としています。

#### 36 レスパイトサービス

乳幼児、障害児者、高齢者などを在宅でケアしている家族に対し、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。（レスパイト＝休息・息抜き）